

寺岡 頑希 様

橿原市総合プール重大事故調査報告書ならびに畿央大学水泳実習事故報告書の確定によせて

あの日、橿原市総合プール（公認 50m プール）の満々と澄んだ水を湛えた中を、あなたは達者な泳ぎで進んでいきました。輝く夏の日差しが、揺らめく水面を通しキラキラとプール水中にそそぐ中を、あなたは進んでいきました。のびやかに、軽やかに泳いでいかれました。どんなに清々しく気持ちよかったことでしょう。

いじめの無い学校をつくりたいと、胸に理想を抱き教員になろうとしていた 21 歳の若いあなたも、どんなにキラキラと輝き、清々しく、はつらつとされていたでしょう。

しかし、あの日その将来が突然閉ざされてしまったのです。あなたの無念はいかばかりか、はかり知ることもできません。

ご両親が痛切な思いで言葉にされるように、あなたは帰ってはくれません。しかしあなたの存在もあなたの意志も、確かにここにあると感じた 7 年間でもありました。

私たちは、そのようなあなたの存在や意志を無にしないため、他に類のない精度、確度の高い事故調査を行い、責任を負うことをおそれず、深い反省を明らかにした事故報告書を作成することにつとめました。

あなたの尊い命の意味を本当に無にしないためには、事故調査や事故報告書、そして再発防止のために取り組んだ「日本一安全安心で快適なプールづくり」の試みから得られたものを、たしかに橿原市の行政、畿央大学の運営にいかしていくことこそが、なにより大切なのだと心に刻んでおります。

事故に関わった私たち一人一人が、あなたにかわり、あなたの意志を実践していくことが、あなたへの慰霊になると信じています。

あなたの御霊が、永久に安らかなものであるよう心から祈ります。

令和 5 年 7 月 2 9 日

特定非営利活動法人 日本プール安全管理振興協会

理事長 北條 龍治

橿原市総合プール重大事故調査報告書ならびに畿央大学水泳実習事故調査報告書について

#### 「事故調査と事故調査報告書の成り立ち」

プールにおける重大事故の調査は、従来、警察の捜査に委ねられることが殆どでした。しかし、それは刑事事件性の有無を調べることに重きを置かれたものであり、プール事故そのものの実態を深く掘り下げ、原因を究明し、再発防止につなげるものとは性質が違うと言えます。

また近年では、警察の捜査とは別に、第三者機関を設置して調査を行うことも見受けられるようになりました。これは公正中立な第三者性を重んじるものでありますが、弁護士、医師、学識者、カウンセラーなどの構成に、プールの安全管理や事故分析、潜水医学などの専門家がない場合、調査の実施や結果が、必ずしも的を射たものにならない場合もあるのです。そして厳格な第三者性によって、事故当事者家族の意向や要望を汲み取ることが難しい状況もあり、事故当事者家族との合意形成や和解の妨げとなる場合もあります。

この橿原市総合プール重大事故調査ならびに畿央大学水泳実習事故調査は、事故当事者家族の意向や要望も出来る限り汲み取ることも念頭に置き、第三者機関による調査形態を採らず、プール施設設置者である橿原市が、橿原市総合プール重大事故調査会議を設置し、施設管理者としての公益社団法人橿原市スポーツ協会、株式会社クリタス西日本支社、水泳指導実習を実施していた畿央大学をオブザーバーに加え、また畿央大学は、水泳実習事故対策本部会議を設置し、それぞれ主体的に調査を進めました。なお、両会議は事務担当者間の連携を取るとともに、後段は連絡調整会議を開催し、両報告書の連携や整合性を高めることを図りました。

このような経緯から、上記のいずれにも該当しない形態を採り、以下の特徴を持つものとなりました。

- ・ 事故関係者の高い意識によって、公正中立性を担保し、主体的な調査をおこなった。
- ・ 高い専門性を有する外部専門家、第三者委員、担当顧問を加え、調査の精度と確度を上げた。
- ・ 事故に対し施設設置者および施設管理者である橿原市側関係者の立場と、施設利用者であり、水泳実習指導者である畿央大学の事故への関与は、その性質、立場が大きく異なるため、各々が個別に事故調査をおこない、事故調査報告書を作成することとしながら、両調査、両報告書作成は連携し、整合性を持たせるものとなった。

その他、特出した点としては、事故発生状況を記録した監視カメラ映像が残されていたことがあります。これは当該事故の前年、平成27年8月に小学1年生が、同じ橿原市総合プールで溺水後亡くなるという事故を受け、講じられた安全対策として平成28年7月に設置され、プール開設期間中稼働していたものですが、この記録によって、実際の事故発生

状況が把握でき、関係者に対する聴き取り調査結果の修正や裏付けをおこなうことが出来ました。

事故直後であっても、関係者の証言などから事実を知り得ることが、非常に困難な場合も多く、当該調査の本格的な実施が、事故後約 1 年を経過した後に始動したことを考えると、この監視カメラ映像の記録の果たした役割は、とても大きなものと言えます。

畿央大学側においても、監視カメラ映像を共有出来た後に、再度、関係者への聴き取り調査を実施したことによって、その調査結果の精度と確度を大きく向上することが出来ました。

プール施設における監視カメラの設置は、平成 24 年 7 月に京都市立養徳小学校プール事故で亡くなられた小学 1 年生のご家族の強い要望で、京都市立小学校プールでの設置がおこなわれたことを契機に普及したと言えますが、今後のプール施設管理には重要性の高いものであると考えます。

なお、橿原市総合プール重大事故調査報告書ならびに畿央大学水泳実習事故調査報告書は、当該事故の調査検証に関して、互いに連関し、補完し合うものであり、相互の調査報告書を確認することで、その目的が果たされるものとなっています。

#### 「プール施設における重大事故の対応に関する問題と課題」

この国では、プールでの重大事故が起きることを前提にしたプール安全管理や施設管理がなされていないため、万一、重大事故が発生した場合に適切な対応が取られない環境にあります。

まして、事故直後の適切な対応としての、事故状況の確認、関係者や事故当事者家族、警察など関係先への対応、本格的な事故調査を前提とした初期調査、記録の保存、証人や証言、証拠物件の確保など、予め出来ていない状況です。

特に、プール施設の重大事故は、警察の捜査に委ねることが当たり前とされてきたため、事故関係者が主体的な調査に適切な対応が取れず、遅滞してしまうことが多くあります。

当該事故においても、橿原市側関係者、畿央大学の対応が、このような状況にあった反省など、両報告書に詳しく記されています。

なお、冒頭にも述べました通り、警察による捜査は、刑事事件性の有無を調べることに重きを置かれたものであり、プール事故そのものの実態を深く掘り下げ、原因を究明し、再発防止につなげるものとは性質が違うことから、プール施設における重大事故が発生した場合、事故関係者は直ちに前述した事故後の対応を取るとともに、速やかに公正中立性と高い専門性を備えた調査機関を設置し、事故の原因究明と再発防止をおこなうことを当然の対応としなければならないと思います。

なお、当該事故調査及び報告書の作成は、本格的に始動するまでに約 1 年以上の時を要し、また 2020 年からのコロナ禍中での停滞を含む、7 年の長い期間に及ぶものとなりました。

精度と確度の高い事故調査や、詳細で正確な報告書を作成するためには、速さのみを重視すべきではないと考えますが、この期間の事故当事者家族の心情や暮らしへの多大な影響、関係者の対応能力などを考えると、適正な期間の設定も重要であると考えます。

「橿原市総合プール重大事故調査ならびに畿央大学水泳実習事故調査についての評価」

橿原市総合プール重大事故調査ならびに畿央大学水泳実習事故調査についての評価は、以下の点があげられると考えます。

- ・複数の事故関係者が連携協力し、高い意識を持って公正中立性を担保し、主体的な調査をおこなった。
- ・高い専門性を有する外部専門家、第三者委員、担当顧問を加え、適正な調査計画を立てつぶさに事故の原因を究明し、調査の精度と確度を上げた。
- ・事故状況を記録した監視カメラ映像の解析を通して、事実の確認と関係者の関与を裏付けした。
- ・事故状況の再現検証を行い、監視カメラ映像に記録されている事象を実証的に裏付けした。
- ・当該施設において、再発防止対策として「日本一安全安心、快適なプールづくり」を実践したことで、重大事故の再発防止に関する重要な事項を点検、確認し、実証することが出来た。
- ・十分な期間を費やせたことで、事実に基づいた詳細なデータや資料を集積し、調査結果について、丁寧に精査を繰り返すことが出来、精度と確度の高い報告書を作成することが出来た。また、事故当事者家族と事故関係者間の情報共有や協議も適宜おこなえたことから、相互の合意形成を得ることが出来た。

警察の捜査にのみ頼らず、主体的に公正中立性を高め、調査の過程や結果において、事故関係者のみならず、事故当事者家族との合意形成も得られたことなどを高く評価するとともに、今後のプール重大事故調査のあり方、調査報告書の規範となり得るものと考えます。

また、事故関係者は自らの責任をいわずらに回避しようとする事なく、関係者間で責任の割合などを争うこともなく、より一層の公平性と公正性を期すために、事故調査並びに両報告書作成を連携協力して進めたことも、社会的に高く評価すべきと考えます。

「結び」

プール施設における重大事故で、突然、大切な家族を亡くされた事故当事者家族の悲しみや苦しさは、如何ばかりか計り知ることは出来ません。悲しみに打ちひしがれ、時には心無い誹謗中傷を受け、事故原因に誤った断定をくだされ、深く傷付かれることも多々あります。「事故で一番悲しくつらい思いをしている遺族が、何故、更につらい思いをしなければならないのか。」と言う言葉をよく耳にします。

また、プールの安全管理、事故防止を専門とした公益的活動も、特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会に限られ、警察、行政、司法のいずれもプール事故に対して専門性を備えていないことから、必ずしも適正とは言えない事故の原因究明、検証結果を受けざるをえない場合もあるのです。

なお、プール事故後、速やかに公正中立で第三者性を備え、何より専門性の高い事故調査機関が設置されることはなく、直後の現場での検証、記録の保存、調査の実施が当たり前の対応ではないため、事故当事者家族は、何故、最愛の家族を失ってしまったのかという本当の理由や原因すら知ることが難しい環境にあると言えます。

このような状況の中で、遺族は悲しみ、苦しみに疲弊し、ついには泣き寝入りすることも多いのです。

このような状況にある中で、今回、最愛のご子息を亡くされた事故当事者家族は特別でした。事故後、情報公開請求を繰り返し、実に粘り強く公正中立な調査の実施を求め続けられたのです。深い悲しみや苦しみの中にありながら、事故の事実と原因を究明しようと懸命に取り組まれたご家族の強い意志とその姿勢は、本当に稀有なものであり、誰もが出来るものではありません。

此処に、事故当事者家族の取り組みに対する姿勢に敬意を払うとともに、その努力を心から労いたいと思います。

今後は、プール事故が起きた場合、速やかに公正中立で専門性の高い第三者機関などが設置され、即座に原因究明や再発防止対策のための調査がおこなわれる社会的な環境整備が望まれます。

本来、プールは明るく、楽しく、健康的な施設でなければなりません。しかし、この国では、プールでの事故（水の事故）は、人為的に防げるもの、重大化を回避出来るものとの認識が低いため、悪戯にプール死亡事故（水の死亡事故）が起き続けていると言っても過言ではありません。本来、防ぐことが出来、容易に助けることが出来た事故で、尊い命が失われていると言えるのです。そして、最愛の人を亡くした家族の悲しみや苦しみは、決して拭い去ることは出来ません。

安全管理者自身が、重大事故を防ぐ具体的な術を「知らない」「わからない」「出来ない」というレベルの管理は、結果として不十分、不誠実な対応と評価され、事故を起こした者に重く大きな責任が問われてしまいます。

プールの安全管理に携わる一人一人が、常に他者の命に対して、より誠実に向き合い、事故を防ぐための高い意識、知識と技能を備え、本来防ぐことが出来る重大事故をなくさなければなりません。

結びに、橿原市並びに畿央大学は、この事故の反省や課題、調査から学び、知り得たものを踏まえ、それぞれの立場で、具体的な再発防止策を適切に実行することを約束されています。この取り組みが、功を奏し二度とふたたび悲しむべき事故が起きないことを切望するとともに、この安全安心を求める姿勢が、それぞれの組織の更なる飛躍と発展につながることを期待しています。

そして、この橿原市総合プール重大事故調査報告書ならびに畿央大学水泳実習事故調査報告書、また、それぞれの具体的な再発防止策が、広くプールの重大事故防止に資するものとなることを祈念し、寺岡頑希さんのご冥福とご家族の安寧、また、関係者相互の関わりが、より前向きなものになっていくことを心から願います。

令和5年8月17日

特定非営利活動法人 日本プール安全管理振興協会

理事長 北條 龍治